

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	保険料の徴収	
根拠法令・条項	介護保険法第129条第1項及び第2項	
所 管 課	各区役所 地域福祉課	
処 分 基 準	☒ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。 〔参考〕 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条、第39条 堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）第10条	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場合 の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する 「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付 を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給 付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当す るため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	